

令和4年5月19日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の一部市町村における高潮警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の見直し等～

(平成23年7月22日付配信資料に関するお知らせ、
令和4年3月14日付配信資料に関する技術情報第585号及び
令和4年5月18日付配信資料に関するお知らせ関連)

高潮警報・注意報の発表基準について、令和4年5月26日13時(日本時間)をもって一部市町村の暫定基準見直し及び新たな市区町村の追加を行います。

①「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮し、一部の市町村では、高潮警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところですが、今般、護岸施設の復旧状況等から、以下の市町で高潮警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了します。

○岩手県

久慈市、釜石市、陸前高田市

○宮城県

七ヶ浜町

○福島県

富岡町

○茨城県

高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市

②高潮特別警戒水位の運用の準備が整った以下の都道府県から、内陸の市町村への高潮警報の運用及び、高潮氾濫発生情報が出された場合に速やかに高潮警報を発表する運用を開始します。

○東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、香川県、徳島県

以上